

# 埋蔵文化財包蔵地内におおける

## 土木工事等の手続きについて



### 教育委員会 お知らせ

お問い合わせは、下記まで。  
学校教育班 (☎63・2038)  
生涯学習班 (☎63・3812)

### 住宅建築・工事等をする 場合の事前相談・照会

住宅建築や土木工事等を計画される場合、事前に埋蔵文化財包蔵地に該当するかを和歌山県埋蔵文化財包蔵地所在地図で確認する必要があります。

所在地図は、日高町教育委員会でご覧できるほか、和歌山県のホームページでも公開しています。工事等を円滑に行うためにも、事前の相談、照会はできるだけ早い時期にお願いします。

### 埋蔵文化財包蔵地に 該当する場合の手続き

埋蔵文化財包蔵地内に該当する場合、届出者は町教育委員会に工事着工60日前までに所定の届出書(文化財保護法第93条第1項)を2部提出する必要があります。

届出書は、町教育委員会を経由し、県教育委員会に進達され、後日、県教育委員会から事業内容に基づき、次のいずれかの指導が届出者に伝達されます。

この間、工事に着手することはできません。



#### 確認調査

工事に先立ち試掘調査を行います。その結果、遺跡に影響があると判断された場合、届出者と町教育委員会が協議し、施工方法の変更などをお願いすることになります。変更が難しい場合は、記録保存のための本格的な発掘調査を実施することになります。



#### 工事立会

遺跡への影響が軽微である場合や範囲が狭小である場合、町教育委員会及び県教育委員会の担当職員が立ち会い、状況に応じての対応となります。

#### 慎重工事

遺跡への影響が無いと推定された場合、立会や調査は行いませんが、埋蔵文化財包蔵地内であることを認識した上で、慎重に工事を行っていただきます。

もし遺物を発見した場合は、直ちに工事を中断し町教育委員会へ連絡をお願いします。

#### 提出書類

1. 埋蔵文化財発掘の届出書(指定の様式)
  2. 届出物件の位置図・付近見取図
  3. 届出物件の配置図
  4. 基礎の掘削状況がわかる図面(基礎伏図・基礎仕様書等)
  5. 浄化槽埋設等がある場合はその概要図
- ※提出部数 2部

#### 閲覧方法

- ・ホームページで閲覧される場合
- 和歌山県教育委員会文化遺産課  
和歌山県埋蔵文化財包蔵地所在地図

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/pref/500700/maizou/maizou.html>

#### 直接閲覧される場合

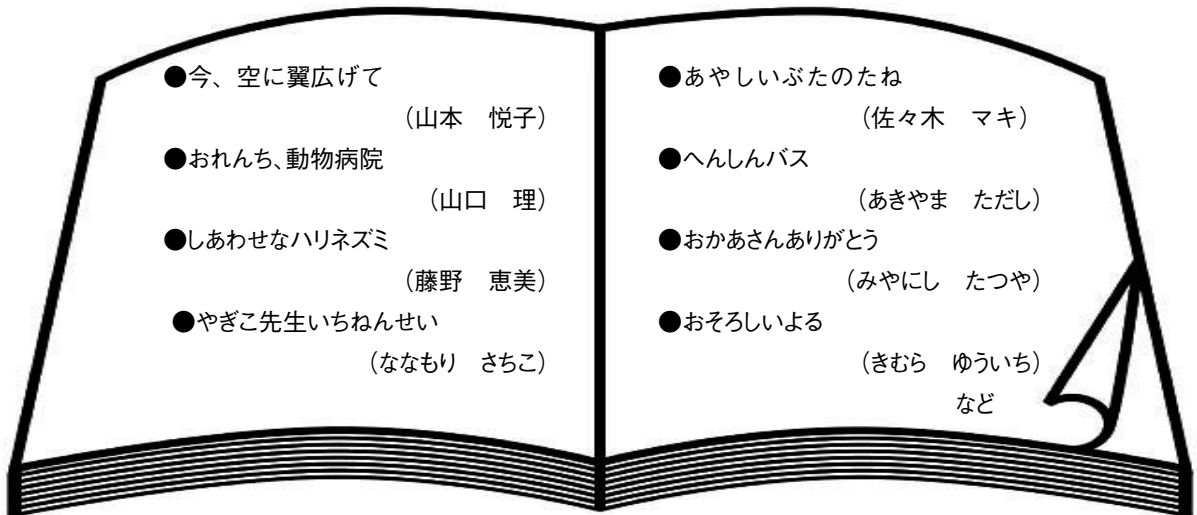
工事予定地の地図(住宅地図等)をご持参のうえ、日高町教育委員会までお越しください。

詳しくは、日高町教育委員会生涯学習班(☎63・3812)まで。

# 図書室に本が寄贈されました

九絵の町づくり推進実行委員会より、公民館図書室に児童書・絵本55冊が寄贈されました。

貸し出しを行っておりますので、お気軽に公民館(☎63・3811)までお問い合わせ・お越しください。



## 就学援助制度についての お知らせ

経済的な理由で、就学が困難な家庭へ小中学校での学習に必要な費用の負担の軽減を図るため、その一部を援助します。

### ① 対象者

町立小中学校等に就学する児童生徒の保護者で、教育委員会が定める基準に該当する者です。

- ・ひとり親家庭医療費受給者
- ・児童扶養手当受給者
- ・生活保護基準に準ずる程度の者

### ② 申請方法

就学援助を受けようとする保護者が、教育委員会に申請してください。

※新入学児童生徒学用品費等は、入学前支給を行います。

詳しくは、日高町教育委員会(☎63・2038)まで。

